相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市大島町旭町五一番地、最後の住所愛知県豊田市若草町二丁目一六番地二　養護老人ホーム若草苑　被相続人　亡　近藤ハルエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市北大路二丁目一七五番地、最後の住所滋賀県大津市里五丁目八番二九号　被相続人　亡　仲川　義秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　事務所滋賀県大津市島の関一番一〇号中央団地ビル八号二階鳰の海法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岩崎　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区日野西川頬四番地三、最後の住所京都市伏見区日野西川頬四番地の三　和光寮　被相続人　亡　光武　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　事務所京都市伏見区両替町三丁目三二三番地川口ビル二一七　ももやま総合司法書士事務所　相続財産管理人　佐伯　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区江戸堀二丁目五一番地、最後の住所堺市東区日置荘西町二丁二二番二六号　被相続人　亡　吉田　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市建家町五八番地、最後の住所兵庫県尼崎市口田中一丁目一四番三―一〇二号　被相続人　亡　丹後　保道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　兵庫県尼崎市潮江一―八―一コーポ潮江一一一　太田川口法律事務所　相続財産管理人弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚住町清水一三四四番地二、最後の住所兵庫県姫路市駅前町二三四番地岩本ビル二Ｆ　被相続人　亡　中本　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　兵庫県姫路市三左衛門堀西の町八六シャトレ北条一〇三外堀川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永井　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡九度山町大字北又一三七番地、最後の住所和歌山県橋本市柱本二二番地リハビリ橋本　被相続人　亡　吉岡　功一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　和歌山県橋本市東家五丁目三番一二号　相続財産管理人　司法書士　西岡　正圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市本郡七番地、最後の住所広島県賀茂郡黒瀬町大字小多田一八六番地の九・一三　被相続人　亡　堀川　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　広島県東広島市高屋高美が丘七丁目二〇番三号　相続財産管理人　堀田　泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字西浦二一七五番地、最後の住所山口県防府市大字西浦二三〇三番地　被相続人　亡　中島　利彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　山口県防府市大字向島六二八番地　相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市牧園町宿窪田二五四一番地、最後の住所鹿児島県霧島市牧園町高千穂三六一七番地　被相続人　亡　黒木サエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　事務所鹿児島県姶良市宮島町三二番地八パークビル一階　相続財産管理人　中村　直康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市字識名二五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嘉数　ウサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十八日　沖縄県那覇市首里末吉町四丁目二番地の一　相続財産管理人　比嘉　信男

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十二月二十八日

一、墳墓等所在地　岡山県倉敷市児島下の町八丁目二九一番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　法圓智遊信士、忍等妙宜信女、本成宗語信士、法岸知貞信女、妙智童女、冬圓自法信士、蓮光智本信女、諦月自休信士、法輪身正信女、一空道念信士、帰岸妙身信女、法夢道観霊阿室妙光霊、普明智鏡信士、頓覚普照信士、阿光道覚士、悟法常源信士、難波熊吉、自光信士、法性一圓信士、清皎祐元信士、法田妙熟信女、素光観心信女、岡本雪夫、阿覚道入信士、本覚誓我信士、隻目涼室信女、蓮加無染士、寂岸自休信士、壽月平照信士、寂然光浄信士、法性道圓霊、唯心妙鏡霊、心源妙悟信女、教傳自覚、高畑鹿次郎、髙畑マツ、国方虎吉、暁月慈観信士、普照心永信女、如實妙相女、探源妙遊信女、教圓道誠、蓮空妙花信女、智光信女、知禪妙海信女、徳光自放信女、義光妙照信女、氏名不詳八十三基

一、改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市児島下の町八丁目五番一七号　髙岩　浩二

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十二月二十八日

一、墳墓等所在地　福岡県久留米市善導寺町木塚字津遊畑一七一〇番

一、墳墓等の名称　木塚墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県久留米市善導寺町木塚五五五―二　木塚墓地管理会　会長　一冨　忠